

業務委託設計書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
履行場所	京都市左京区田中飛鳥井町 地内				
路線名又は河川名等					
委託業務名	飛鳥井公園再整備測量・実施設計業務委託				
履行期間	契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで				
事業課(所)名	みどり政策推進室	単価使用年月	令和 年 月		
業務番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
前払金支出		単価地区			

京都市 建設局

チェック欄	

委託概要

公園面積				m2	2,852
現地測量	式	1	路線測量	式	1
実施設計業務	式	1	住民参加型業務	式	1

委託理由

本業務委託は、飛鳥井公園の再整備に伴う現地測量、路線測量、実施設計業務及び住民参加型業務を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業	務	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	業 務 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覽）

単 価 使 用 年 月	2026年3月
歩 掛 適 用 年 月	2026年3月
基 準 適 用 年 月	2026年3月
単 価 地 区	2601: I 地区

見積参考資料

本業務で採用した見積歩掛は、以下のとおりです。

【実施設計】与条件の確認及び調査、検討 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
主任技師	0.55	人	
技師A	1.09	人	
技師B	1.09	人	
技師C	1.09	人	

【実施設計】実施設計の検討 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
主任技師	1.09	人	
技師A	1.64	人	
技師B	2.18	人	
技師C	2.18	人	

【実施設計】実施設計図の作成 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師A	1.09	人	
技師B	3.27	人	
技師C	7.09	人	
技術員	12.54	人	

【実施設計】数量計算 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師B	1.64	人	
技師C	2.73	人	
技術員	4.91	人	

【実施設計】概算工事費の算出 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師B	1.64	人	
技師C	1.64	人	
技術員	2.73	人	

【実施設計】実施設計説明書の作成 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
主任技師	0.55	人	
技師A	1.09	人	
技師B	1.64	人	

【実施設計】照査 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
主任技師	1.64	人	
技師A	1.64	人	

【実施設計】鳥瞰図作成 (A3 1枚) 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師B	2.18	人	
技師C	1.09	人	

【撤去設計】既存施設の現況把握

1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師A	0.55	人	
技師B	0.55	人	
技術員	2.18	人	

【撤去設計】撤去等方針の設定

1業務当たり

名称	数量	単位	備考
主任技師	0.55	人	
技師A	0.55	人	
技師B	0.55	人	

【撤去設計】撤去関係図の作成

1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師A	1.09	人	
技師B	1.64	人	
技師C	3.27	人	
技術員	3.27	人	

【撤去設計】撤去等数量計算

1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師B	0.55	人	
技師C	0.55	人	
技術員	2.18	人	

【打合せ】業務着手時

1業務当たり

名称	数量	単位	備考
主任技師	0.50	人	
技師A	0.50	人	
技師B	0.50	人	

【打合せ】中間時

1回当たり

名称	数量	単位	備考
主任技師	0.50	人	
技師A	0.50	人	
技師B	0.50	人	

【打合せ】成果品納入時

1業務当たり

名称	数量	単位	備考
主任技師	0.50	人	
技師A	0.50	人	
技師B	0.50	人	

【住民参加型業務】企画・準備（開催回数3回） 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
主任技師	0.50	人	
技師A	1.50	人	
技師B	1.50	人	

【住民参加型業務】資料作成（開催回数3回） 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師B	1.50	人	
技師C	1.50	人	

【住民参加型業務】実施運営（開催回数3回） 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
主任技師	1.50	人	
技師A	3.00	人	
技師B	1.50	人	
技師C	1.50	人	
技術員	1.50	人	

【住民参加型業務】実施記録まとめ（開催回数3回） 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
主任技師	1.50	人	
技師B	1.50	人	

【住民参加型業務】開催打合せ（開催回数3回） 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師A	3.00	人	
技師B	1.50	人	

【住民参加型業務】案内チラシの作成（開催回数3回） 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師C	1.50	人	
技術員	1.50	人	

【住民参加型業務】ニュース等の作成（開催回数3回） 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
技師B	1.50	人	
技師C	1.50	人	

【住民参加型業務】報告書作成（開催回数3回） 1業務当たり

名称	数量	単位	備考
主任技師	0.50	人	
技師A	1.00	人	
技師B	2.00	人	
技師C	1.00	人	

業務委託料内訳書

業務名	飛鳥井公園再整備測量・実施設計業務委託				業 種 目	測量業務 地形測量	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
地形測量		式	1				
現地測量		式	1				
現地測量		式	1				
現地測量(作業計画)	1/200, 耕地/平地	業務	1				内 1号
現地測量	1/200, 耕地/平地	(km2) 式	(0.005) 1				内 2号
応用測量		式	1				
路線測量		式	1				
路線測量		式	1				
作業計画		業務	1				内 3号
現地踏査	耕地/平地, 0~1000台未満/12時間	km	0.057				
線形決定	耕地/平地	km	0.057				
中心線測量	耕地/平地, 0~1000台未満/12時間, 単曲線換算曲線数0, 測点間隔10m	km	0.057				
仮BM設置測量	耕地/平地, 0~1000台未満/12時間	km	0.057				

業務委託料内訳書

業務名	飛鳥井公園再整備測量・実施設計業務委託				業 種 目	測量業務 応用測量	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
縦断測量	耕地/平地, 0~1000台未満/12時間	km	0.057				
横断測量	耕地/平地, 0~1000台未満/12時間, 単曲線換算曲線数0, 測量幅45m以上75m未満, 測点間隔10m	km	0.057				
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
電子成果品作成費		式	1				
電子成果品作成費(測量)		式	1				
直接測量費		式	1				
間接測量費		式	1				
諸経費		式	1				内 4号
測量業務価格		式	1				
公園設計		式	1				
公園設計		式	1				
実施設計業務		式	1				

業務委託料内訳書

業務名	飛鳥井公園再整備測量・実施設計業務委託				業 種 目	土木設計業務 公園設計	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
実施設計		式	1				内 5号
撤去設計		式	1				内 6号
打合せ	中間時1回	式	1				内 7号
住民参加型業務		式	1				
住民参加型業務	開催回数3回	式	1				内 8号
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
電子成果品作成費		式	1				
電子成果品作成費(設計)		式	1				
直接原価(その他原価除く)		式	1				
その他原価		式	1				内 9号
一般管理費等		式	1				内 10号
設計業務価格		式	1				

1 次内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	現地測量(作業計画)	1/200, 耕地/平地					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	現地測量(作業計画)						内 11号
	WS190201		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 2号	現地測量	1/200, 耕地/平地				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
作業計画						内 12号
	WS190101	(km2) 式	(0.005) 1			
細部測量						内 13号
	WS190102	(km2) 式	(0.005) 1			
数値編集						内 14号
	WS190103	(km2) 式	(0.005) 1			
数値地形図データファイルの作成						内 15号
	WS190104	(km2) 式	(0.005) 1			
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 3号	作業計画						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	作業計画 WS103301		業務	1			内 16号
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 4号	諸経費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接測量費		式	1			
諸経费率		%				
諸経費		式	1			
調整額						
合計						

1次内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 5号	実施設計						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	与条件の確認及び調査、検討		業務	1			内 17号
	実施設計の検討		業務	1			内 18号
	実施設計図の作成		業務	1			内 19号
	数量計算		業務	1			内 20号
	概算工事費の算出		業務	1			内 21号
	実施設計説明書の作成		業務	1			内 22号
	照査		業務	1			内 23号
	鳥瞰図作成 (A3 1枚)		業務	1			内 24号
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 6号	撤去設計					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
既存施設の現況把握		業務	1			内 25号
撤去等方針の設定		業務	1			内 26号
撤去関係図の作成		業務	1			内 27号
撤去等数量計算		業務	1			内 28号
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 7号	打合せ	中間時 1 回				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
業務着手時		業務	1			内 29号
中間時		回	1			単 25号
成果品納入時		業務	1			内 30号
	合計					

1次内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 8号	住民参加型業務	開催回数3回				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
企画・準備		業務	1			内 31号
資料作成		業務	1			内 32号
実施運営		業務	1			内 33号
実施記録まとめ		業務	1			内 34号
開催打合せ		業務	1			内 35号
案内チラシの作成		業務	1			内 36号
ニュース等の作成		業務	1			内 37号
報告書作成		業務	1			内 38号
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 9号	その他原価					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費（設計業務）		式	1			
$\alpha / (1 - \alpha)$		%				
その他原価		式	1			
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 10号	一般管理費等					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価		式	1			
$\beta / (1 - \beta)$		%				
一般管理費等		式	1			
調整額						
合計						

特記仕様書

委託業務名 飛鳥井公園再整備測量・実施設計業務委託

履行箇所 京都市左京区田中飛鳥井町 地内

第1章 総則

第1条 目的

本特記仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が実施する飛鳥井公園再整備測量・実施設計業務委託（以下「本業務」という。）に必要な事項を定めるものである。

第2条 適用範囲

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和8年2月京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】（令和4年3月 国土交通省）」、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）（令和6年6月 国土交通省）」、「京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成25年4月）」、「京の公園魅力向上指針～公園施設の長寿命化の下に～（平成30年3月）」、「京都市人にやさしいまちづくり要綱（平成14年2月）」、「京都市雨水流出抑制対策実施要綱（平成26年4月）」、「京都市雨水流出抑制対策実施細目（令和6年9月）」、「京都市雨水流出抑制施設設置基準（平成17年10月）」、「新京都戦略（令和7年3月）」及びその他の関係図書（甲の指示した文書を含む。）によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒
「設計・測量等業務委託の仕様書、様式等」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

第3条 業務内容

本業務の内容は、街区公園（面積2,852m²）の再整備に係る現況測量等を実施し、住民参加型業務及び実施設計を行うものである。実施設計では住民参加型業務の成果を反映した図面の作成および概算工事費の算出等を行い、甲が当該公園の再整備工事を発注する際の根拠資料を作成するものである。

第4条 提出書類

受注者（以下「乙」という。）は、履行に当たり、共通仕様書の提出書類様式により甲に提出し、承認を得るものとする。

第5条 電子納品

1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最

終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月）（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督職員と協議のうえ作成するものとする。

- 2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で1部提出するとともに、製本版1部〔報告書（簡易製本）1部、図面（A3縮小版）1部〕を納品する。
- 3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第6条 協議・報告の義務

- 1 乙は、履行期間中において、随時、共通仕様書の様式に従い進捗状況を甲に提出するものとする。
甲との協議については、打合せ簿を作成し、立会を申し出る場合は立会願を提出するものとする。
また、業務履行報告書については毎月提出するものとし、甲との連絡を密にとり、甲の申し出により必要に応じて報告書を提出するものとする。
- 2 乙は契約後速やかに担当技術者を選任し、図書の打合せ、現場説明からその任に就かせるものとする。
協議は、そのつど記録し、打合せの際相互に確認するものとする。
- 3 本業務委託に関する打合せ回数は、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回行うものとする。ただし、中間打合せの回数は、監督職員と協議のうえ変更できるものとする。
打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
- 4 業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

第7条 秘密の保持

乙は、本業務実施中に生じた全ての成果品を甲の許可なく他に公表、及び貸与してはならない。
また、本業務により知りえた事項を他に漏らしてはならない。

第8条 完了

乙は、業務完了の際に完了通知書・引渡書・成果納品書とともに成果品を納め、完了検査を受けるものとする。

第9条 損害賠償等

乙は、本業務の実施に当たり、関係法令等を遵守し、常に公衆に迷惑を及ぼさないように留意しなければならない。

万一、第三者との間に損害を生じた場合は、全て乙の責任において解決するものとし、甲にその旨を報告するものとする。

第10条 貸与する資料

本業務に必要な関係資料を別途貸与するものとする。

乙は、貸与された資料に対して借用書を提出し、本業務の完了時まで返還するものとする。
本業務で使用する資料の収集については、甲の指示及び許可を得た後に実施するものとする。

第11条 納入場所

本業務の成果品の納入場所は、京都市建設局みどり政策推進室とする。

第12条 疑義

本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

第13条 前払金

前払金は、委託料の30%以内とする。

第14条 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ記録簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第15条 ウィークリースタンスの実施

本業務委託は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、業務委託の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第2章 測量業務特記事項

第16条 公共測量作業規程の準拠

本業務において実施する測量に当たっては、国土交通省公共測量作業規程（平成28年3月）に準拠して作業を行うものとする。

乙は、その内容を作業者に周知徹底させ遵守しなければならない。

第17条 技術者

測量業務における主任技師は、測量法第49条に基づき登録された測量士でなければならない。また、担当技術者は測量士又は測量士補でなければならない。

第18条 作業計画及び準備

- 1 本業務の実施に先立ち、作業方法、作業人員、使用機材、作業工程、その他必要な事項の詳細について作業実施計画書を提出し、監督職員の承認を得るものとする。
- 2 本業務を実施するうえで関係する諸機関との協議については、監督職員の指示に従い行動すると共に必要書類等の準備を行い、遺漏のないように行わなければならない。
- 3 測量作業に当たって、作業の2週間前には測量を実施する旨のお知らせビラを配布し、周辺住民に周知すること。なお、お知らせビラの内容及び配布範囲は監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。

第19条 測量機器の検定

本業務に使用する測量機器の検定については、（公社）日本測量協会 測量技術センターが行い発行する証明書を成果品に添付して提出するか、または請負者自身が別に定める検定要領により検定を行い、その記録を提出するものとする。

第20条 官公庁その他への手続等

乙は、本業務の実施のため必要な関係官公庁及びその他に対する諸手続きを監督職員と打合せのうえ、乙の責任において迅速に処理しなければならない。

第21条 土地の立入り

- 1 乙は、本業務の実施に当たり国又は公有、私有の土地に立ち入る場合、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。
- 2 乙は、本業務の実施にあたり宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立入る場合、あらかじめ占有者に通知し、承認を得なければその土地に立入り、測量してはならない。この場合、遅滞なく監督職員に報告し、その指示に従うものとする。
- 3 乙は、樹木、垣もしくは柵等の伐採、土地又は工作物を一部使用する必要があるときは、その土地の所有者又は占有者に承認を得なければならない。この場合に生じた損失は、乙の責任において補償するものとし、遅滞なく監督職員に報告し、その指示に従うものとする。

第22条 作業確認

乙は、主要な測量段階の区切り目等において、監督職員の承認を得なければ次の作業を進めてはならない。

第23条 現地測量

現地測量は、既存構造物については形状、寸法、材質等を詳細に記入するものとする。また、既存樹木については、樹種、規格（高木は幹周、低木は樹高）を記入するものとする。

第24条 使用成果

この測量に使用する基準点の成果は、監督職員の指示により乙の責任において処理するものとする。

第25条 検査

乙は、完了検査を受ける際、あらかじめ完成品及び関係資料等を作成・準備し、主任技師が立会のうえ、検査を受けなければならない。

第26条 作業の安全確保

- 1 作業に当たっては、作業員の安全確保はもとより、作業現場周辺における歩行者及び車両の危険防止のための適切な措置を講ずるものとする。
- 2 作業計画の立案に当たっては、安全確保に関する安全計画を作成し、監督職員の承認を得て、関係機関の理解を求めるものとする。
- 3 作業に従事する全員に安全確保について意識を徹底させるものとする。

第27条 再測量

乙は、完了検査において測量成果に誤りが発見された場合、甲の指示に従い、乙の責任において、直ちに再測量を行い、誤りを訂正しなければならない。

第28条 成果品

成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 観測手簿 | (7) 引照点図 |
| (2) 計算簿 | (8) 点の記 |
| (3) 成果表 | (9) 品質評価表及び精度管理表 |
| (4) 現況平面図 | (10) 電子媒体による成果データ |
| (5) 縦断面図 | (11) その他監督職員の指示するもの |
| (6) 横断面図 | |

図面種別	縮尺	図版	備考
現況平面図	1 / 200	A3 (A1)	
縦断面図	1 / 100	A3 (A1)	
横断面図	1 / 100	A3 (A1)	測点間隔10m、測量幅45m以上75m未満

第29条 測量業務の内容

作業内容は、次のとおりとする。

種別	細別	作業工程
現地測量	現地測量(作業計画)	現地測量(作業計画)
	現地測量	作業計画、細部測量、数値編集、数値地形図データファイルの作成
路線測量	作業計画	作業計画
	現地踏査	現地踏査
	線形決定	IP 図上決定、計算、線形図作成、点検整理
	中心線測量	中心点座標計算、測定設置、線形地形図の作成、点検整理
	仮 BM 設置測量	測定設置、計算、点検整理
	縦断測量	観測、縦断面図作成、点検整理
	横断測量	観測、横断面図作成、点検整理

第3章 設計業務特記事項

第30条 設計業務の内容

作業内容は、次のとおりとする。

区分	作業項目	数量	単位
実施設計	与条件の確認及び調査、検討	1	業務
	実施設計の検討	1	業務
	実施設計図の作成	1	業務
	数量計算	1	業務
	概算工事費の算出	1	業務
	実施設計説明書の作成	1	業務
	照査	1	業務
	鳥瞰図作成 (A3 1枚)	1	業務
撤去設計	既存施設の現況把握	1	業務
	撤去等方針の設定	1	業務
	撤去関係図の作成	1	業務
	撤去等数量計算	1	業務
住民参加型業務 (実施回数3回)	企画・準備	1	業務
	資料作成	1	業務
	実施運営	1	業務
	実施記録まとめ	1	業務
	開催打合せ	1	業務
	案内チラシの作成	1	業務
	ニュース等の作成	1	業務
	報告書作成	1	業務
打合せ	業務着手時	1	業務
	中間時	1	回
	成果品納入時	1	業務

第31条

乙は、次の事項に関して独自の判断で実施してはならない。

- (1) 設計書に明示していない事項
- (2) 設計書に関わる事項
- (3) 地元関係者との協議に関わる事項
- (4) 天災その他不可抗力に関わる事項

第32条 設計要件

当該公園の再整備工事は国土交通省の防災安全交付金を活用した事業であり、本業務においては「京都市の安心・安全で快適なまちづくり（防災・安全）（第3期）」の目標を達成する内容の設計を行うこととする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「市政情報」⇒「行政運営」⇒「建設局」⇒
「局運営情報」⇒「公園事業」⇒「社会資本整備総合交付金（公園事業）」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000206858.html>)

また本市では、人と人をつなぐ結節点となり、全ての人に「居場所」と「出番」を創出するための「地域コミュニティ Hub」を設置しており、市民や地域の多様な主体の「つながり」や「むすびつき」を促進している。本業務においては、「地域コミュニティ Hub」との情報共有を図り、当該公園における地元イベントや要望に関する情報を積極的に収集し、つながりや交流の場を創出できるような内容の設計を行うこととする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「暮らしの情報」⇒「地域活動・市民活動」⇒
「地域コミュニティ Hub（ハブ）」⇒「地域コミュニティ Hub（ハブ）」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000344147.html>)

第33条 成果品の仕様

提出する成果品については、別紙の実施設計業務成果品一覧表に示すとおりとする。また、作成上の留意事項は次のとおりとする。

- (1) 総括数量表及び数量集計表については、工事内容区分に従って作成することとし、工種等は公園緑地工事工種体系ツリー図（令和7年5月 国土交通省都市局 公園緑地・景観課）に準拠して整理すること。これにより難しい場合は監督職員の指示に従うこと。
- (2) 概算工事費の算出にあたっては甲の公表図書（土木工事標準積算基準書等）に準拠するものとし、公表図書の適用ができない工種（歩掛）やシステム登録単価にない材料を使用する場合は、3社以上から見積書を徴収するか、物価資料の比較を行い、歩掛または材料単価を決定するものとする。
- (3) 各平面図には、数量計算内訳書に基づく工種区分・工種・種別・細別をまとめた数量表（凡例表）を記載すること。
- (4) 各構造図（撤去構造図を含む）には材料表を記載すること。なお、材料表に記載する名称及び規格については、公表図書（土木工事標準積算基準書等）に準拠するものとし、監督職員と十分調整すること。
- (5) 縦横断面図には現況高と計画高を記載すること。また、横断面図は切土・盛土の範囲をハッチングで示し、その数量を数量表にして記載すること。
- (6) 本業務の履行に際して必要な資料などはそのつど貸与するが、不必要になった時点で責任を持って返却すること。
- (7) 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。

第34条 ワークショップの実施

本業務では、住民参加型業務（以下、「ワークショップ」という。）を行い、その内容を反映した設計をすること。

第35条 ワークショップ実施前の打合せ

ワークショップを行う際には監督職員と事前に十分な打合せを行うこと。

第36条 ワークショップの仕様

ワークショップの仕様は次のとおりとする。

- (1) ワークショップの開催回数は3回とし、3回で再整備案について、地元住民との合意形成が得られるようワークショップの手法に十分留意すること。
- (2) ワークショップにおいて、当該公園に便所棟や四阿等の建築物を設置する整備内容となった場合は、建築工事に当たっての地質調査や建築設計を別途発注し、今年度中に完了させる必要がある。そのため、当該公園における再整備後の便所棟や四阿等の建築物の方針（設置の有無や設置する場合の位置等）について、遅くとも令和8年10月までに決定できるようワークショップを進めること。
- (3) 遊び場の計画に当たっては、「みんなが遊べる、みんなで育てる都市公園の遊び場づくり参考事例集（令和6年4月 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課）」等を参考にインクルーシブの観点を踏まえて検討するものとする。また、採用する遊具については、維持管理の観点を踏まえ、耐久性や補修方法などを比較検討したうえで決定するものとする。
- (4) ワークショップでは、会場の手配及び設営、進行（ファシリテーター）、まとめ、後片付け等も行うものとする。
- (5) ワークショップの開催前後には案内チラシ及びワークショップニュースを作成し配布すること。案内チラシ及びワークショップニュースの配布範囲は地元と協議のうえ、監督職員の指示に従うこと。また、案内チラシには当該公園に関するアンケートを添付する等、ワークショップに参加いただけない方からも意見を聴取できるよう工夫すること。
- (6) 会場によっては会場使用料が必要になる場合もあるが、会場使用料は委託費に含まれるものとする。
- (7) その他、手法等について、必要があればそのつど監督職員に確認すること。

第37条 成果品の提出時期

成果品については、他の業務（測量、実施設計）と同時に提出できるものとするが、監督職員から指示があった場合は、そのつど速やかに提出できるように随時まとめておくこと。

第38条 ワークショップに係る提出書類

ワークショップに係る提出書類は、以下の通りである。

- (1) とりまとめ成果（各回毎）
- (2) 参加者名簿
- (3) 説明用添付資料等

第39条 実施設計及び住民参加型業務の作業内容について

実施設計及び住民参加型業務の作業内容については、特記仕様書で定めるほか、「ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドライン（令和7年度 一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会）」に準拠するものとする。ただし、撤去設計については、既存の便所棟の解体に係る必要な作業を含むものとする。

実施設計業務 成果品一覧表

図面種別	縮尺	図版	内容
位置図	1 / 2 5 0 0	A 3 (A 1)	
計画平面図	1 / 2 0 0		
現況平面図			
撤去平面図			
割付平面図			
造成平面図			
縦断面図			1 / 1 0 0
横断面図			
施設平面図	1 / 2 0 0		
設備平面図			
植栽平面図			
構造図	図示		
カラー平面図	1 / 2 0 0		
数量計算書	—	A 4	
数量集計表	—		
概算工事費計算書	—		
鳥瞰図	—	A 3	1 枚
構造計算等資料	—	A 4	
協議資料	—		
ワークショップに係る資料	—	—	綴り
見積単価一覧表	—	—	見積書含む
物価資料比較表	—	—	
その他監督職員が指示するもの	—	—	

箇所図

